

淡路広域水道企業団入札監視委員会議事概要書

会 議 名		令和５年度 第２回 淡路広域水道企業団入札監視委員会	
開 催 日 時		令和５年 12 月 13 日（水） 午後２時～午後４時	
開 催 場 所		洲本市文化体育館 ２Ｃ会議室	
出席者	委 員	横田直和 委員長（関西大学法学部・教授） 片岡昌樹 委員（弁護士） 潮崎征功 委員（公認会計士）	
	企業団職員	森副企業長、辻野事務局長、東根総務課長、小畑工務課長、 坂東洲本市サービスセンター長、上田南あわじ市サービスセンター長、 高峰淡路市サービスセンター長、中來田管財担当係長、山形主任	
関係職員		－	
審議対象期間		令和５年４月１日から令和５年９月３０日まで	
議 事 概 要		1 開会あいさつ（委員長） 2 議題 （１）報告事項 入札及び契約手続の運用状況（令和５年度上半期分）について → 事務局より、審議対象期間の運用状況について説明 （２）審議事項 抽出事案の審議 → 抽出委員が事前に抽出した８案件について、審議を実施 3 その他 （１）入札監視委員会委員の改選について （２）次回抽出委員の選出 （３）次回委員会の開催日程 4 閉会あいさつ（副企業長）	
抽 出 件 数		総件数 8 件	（備考）
制限付き一般競争入札		3 件	
指 名 競 争 入 札		4 件	
随 意 契 約		1 件	
委員からの意見・質問 それらに対する回答等		意見・質問	回答
		1 抽出事案の審議	
		【抽出事案①】曲田山浄水場 No3 沈澱池汚泥掻寄機改修工事【 抽出事案説明書 】	
		・ 島内の業者と島外の業者が競争するのであれば、島内の業者が価格的に有利になると思われるが、本件では島内業者の応札価格が島外業者より高額となっていることをどのように評価すればよいか。	・ 島外業者は過去に同種工事の応札実績があり、加えて他の修繕工事も履行した実績があることから、応札意欲が反映されたものと思われる。また当該機器の動作確認を行うには、機器の構造及び性能を熟知した知識と技術を必要とするため、協力会社が介入することも考えられる。協力会社の参入の程度の違いや関係性により価格が左右されるものと思われ、結果として島内業者が地域的な優位性を生かせず島外業者より応札価格が高額となったものと考ええる。

委員からの意見・質問
それらに対する回答等

- ・ 過去の同種工事の入札において、入札参加資格を島内業者に限っているといったことはあったのか。また、再発注の際の地域要件はどうなっているのか。
- ・ 事後審査の結果、落札候補者が資格要件を満たしていないことから無効となったとのことだが、資格要件を満たしていないことがなぜ事前にわからなかったのか。
- ・ 落札候補者以外の入札者の入札金額が予定価格を上回ったために入札不落となっているようだが、予定価格が低すぎることではないのか。
- ・ 入札不落となり市民生活等に影響は生じていないのか。
- ・ 本件の入札参加資格は、通例の要件ではなかったのか。入札無効となった事業者がこのような初歩的なミスによって失格になった経緯は。失格者は、今後の入札において、ペナルティーが課されるのか。
- ・ 予定価格や最低制限価格の事前公表はしているのか。

- ・ 公正な競争の確保のためには、応札可能業者は 20～30 者以上が原則とされており、機械器具設置工事においては島内業者が少数なため、兵庫県内とした。再発注の際も同様の条件とした。
- ・ 制限付き一般競争入札では、開札前に入札参加者全員に対して入札参加資格の審査を行う「事前審査型」と開札後に落札候補者のみを対象に入札参加資格の審査を行う「事後審査型」がある。当企業団においては、入札契約事務の効率化を目的に「事後審査型」を採用している。
- ・ 予定価格については、全国簡易水道協議会が発行している歩掛資料及び複数業者からの見積り等で積算しており適正な価格であると考ええる。
- ・ 人的な沈澱池清掃の実施により適切な浄水管理を維持できており、市民生活に影響は生じていない。
- ・ 本件においては、営業所の所在地に関する要件において「兵庫県内」としていたところ、「大阪府」の業者が落札候補者となった。基本的に地域要件を課するのが通例で、業者側の確認不足が要因と考えられる。落札候補者が正当な理由なく、落札者となることを辞退したときは「3 か月」の指名停止となるが、今回は入札参加資格のない者がした入札に該当し無効となったため、特にペナルティーはない。
- ・ 事前公表はしていない。

【抽出事案②】 生子浄水場場内整備外工事 [【抽出事案説明書】](#)

- ・ 地域要件が島内の本入札において多数の応札者があり、また、その応札価格が比較的低価格であることから、本件工事は多数の業者が参加し得る一般的な業務ということではないか。
- ・ 落札者を含めた複数の業者がかなり近い入札価格を出しているが、どのような事情で近似した価格となっているのか。

- ・ 本工事については、「水道施設工事」に位置付けているものの「土木一式工事」も含まれており、大きな機械があまりなく、一般材料などが多く積算がしやすい、多数の業者が参加し得る一般的な業務であると考ええる。
- ・ 本工事については一般的な業務であり、公表されている単価が多く積算が容易であることから、最低制限価格に近いところでの応札業者が多数存在したものと思われる。

委員からの意見・質問 それらに対する回答等	・ 辞退された方は、どういう事情で辞退したのか。一般競争入札で一応手を挙げて参加意向を示された上で、結局は参加しなかったということで、何か特段の事情があるのか。 ・ 発注者として予定価格を積算する時の機械の単価は、ものが違っていれば、予定価格が違ってくるがどれを基準にするのか。	・ 辞退理由としては、技術者不足、積算の結果採算が合わない、予測した予算内で施工不可能、工期が間に合わない、都合によりとなっている。 ・ 一般的に機器を扱う工事であれば、仕様書に現在使っているものを明示し、同等品可としており、機械指定はしていない。
	【抽出事案③】 志筑浄水場・撫配水池再整備事業発注支援業務委託 【抽出事案説明書】	
	・ 本件や他のコンサルタント業務の落札率は低くなっているが、その理由をどのように考えればよいか。なお、本件のようなコンサルタント業務については地域要件を課さないのが一般的と考えてよいか。 ・ 対象事業者数が 48 者あるにもかかわらず、申込者が 4 者、入札者が 3 者しかなかったのはなぜか。 ・ 落札率が 51.72%とのことだが、予定価格の設定が高すぎるというような事情はないのか。 ・ コンサルについて、制度上、最低制限価格は設けられるのか。 ・ 建設コンサルタントの入札結果は、総じて落札率が低い、最低制限価格を設けていないことが要因だと推測する。建設土木工事の入札と比して、最低制限価格を設けない理由はなぜか。 ・ 業務の難易度が高いという話だが、具体的にどういう点か。	・ コンサルタント業務については、最低制限価格を設けていない。委託業務に関しては、人件費が主な費用となるため、業者の応札意欲が反映されたものとする。 基本的には、「兵庫県内」での地域要件を課することが多いが、本件については詳細な実績要件を求めている、業務の難易度が高いため、より広範な参加を求めるため地域要件を定めず「国内」とした。 ・ 各事業者の入札時の業務量や、業務難易度・実績要件等の公募の条件が影響し、応札意欲があった 3 者が応札したものと思われる。 ・ 予定価格については、全国簡易水道協議会が発行している歩掛資料及び複数業者からの見積り等で積算しており適正な価格であるとする。 ・ 国土交通省においては、中央公契連モデルとして測量業務・建築関係のコンサルタント・土木関係のコンサルタント・地質調査・補償関係コンサルタントについて最低制限価格の設定がある。 ・ 委託業務については、工事と違い材料費等ではなく人件費が主になり、また基本的に下請けは認められていないので、ダンピングの恐れが低いとの考えから、最低制限価格は設けていない。品質の担保については、仕様書・特記仕様という形でサービスの低下が起きないように文言を入れており、現状の落札率でも求めているような完成物が出来ており特に問題は生じていない。 ・ この案件に関しては、実績要件を設定している。

委員からの意見・質問 それらに対する回答等	【抽出事案④】平安浦配水池残留塩素計更新工事 【抽出事案説明書】	
	・ 本件で不落となった理由は何か。 ・ その後の発注業務は、どのようなになったのか。 ・ 指名業者数が少なすぎるというような事情はないのか。 ・ 落札率が 100%となるのは、同種工事の入札において珍しいことではないのか。また、今回の落札業者が過去 3 年間に於いて、落札率 100%で落札した実績はあるのか。 ・ 結果として、1 者と随意契約されたということだが、この業者を選んだ理由は入札の中で一番低い金額を出していたからか。 ・ 不落随契に至る経緯というのは、入札種別・金額に関係なく同じ流れか。 ・ これまで規模の大きい金額で、数千万というような工事で不落随契までいかれた実績はあるか。	・ 予定価格については、全国簡易水道協議会が発行している歩掛資料及び複数業者からの見積り等で積算しており適正な価格であると考えており、指名業者の応札意欲があまりなかったものと思われる。 ・ 2 回の入札の結果、予定価格を上回っており落札業者が決定できずに入札が打ち切りとなり、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 8 号の規定により、随意契約となった。 ・ 予定価格 500 万円未満については、おおむね 5 者以上と定めている。 ・ 再入札でも不落の場合、その後の提示金額が合えば随意契約となるので、結果的に落札率が 100%となることはある。なお、当該業者が過去 3 年間に落札率 100%で落札した実績はない。 ・ 随契に応じる権利があるのは 3 者あったが、最終的に応札してきたのは 1 者のみという結果になった。 ・ 入札種別・金額に関係なく全部同じ流れである。 ・ 年間 1 件くらいは不落随契になる案件があり、金額の大きい工事に関しても実績がある。
	【抽出事案⑤】相川浄水場外流量計更新工事 【抽出事案説明書】	
	・ 不落により入札打ち切りになったとのことだが、予定価格の設定が高すぎるというような事情はないのか。 ・ 今後の入札方法について、改善できる点はあるか。	・ 予定価格については、全国簡易水道協議会が発行している歩掛資料等で積算し、物価資料等に掲載のない材料価格（機器費含む）については複数業者からの見積りを採用しており適正な価格であるとする。見積り依頼時には、実勢価格での提出を求めているが、最低制限価格を下回り失格となった 3 業者の「積算内訳書」を確認すると機器費の金額に乖離があったため不落となった。 ・ 今後、予定価格をより実勢価格に近いものとするため、見積徴取する業者について島内業者も含めて幅広く数を増やして、実勢価格を見極める必要があると考える。

委員からの意見・質問 それらに対する回答等	・ その後の発注業務は、どのようになったのか。 ・ 指名業者 7 者のうち 3 者が辞退、1 者は不着とのことだが、指名した業者や数は適切だったのか。 ・ 入札不落となり市民生活等に影響は生じていないのか。	・ 翌月に、入札を執行したが応札業者がなく不調となった。機械の導入期間等工期内の完成を鑑み、翌々月に指名業者を増やして、落札に至っている。 ・ 予定価格 500 万円以上 1,000 万円未満については、おおむね 7 者以上と定めている。 ・ 本工事は、老朽化した流量計を計画的に更新するものであるため市民生活への影響は生じていない。
	【抽出事案⑥】南あわじ市内漏水調査業務委託 【抽出事案説明書】	
	・ 業務内容からみて遠隔地の業者が応札するのは難しいと考えられるので、指名競争入札ではなく一般競争入札としたほうが業務の簡素化などの点で良かったのではないか。 ・ 落札率が 96.49%と高くなっているが、価格の算出が容易だった等の事情があるのか。	・ 制限付き一般競争入札で執行する条件については、要綱で定めており、当案件については、契約予定金額が制限付き一般競争入札に付する金額に達していないため指名競争入札となる。 ・ 本業務については毎年発注しており、業務内訳についてはほぼ同一であるため価格の算出が容易であったと思われるが、落札率が高くなっているのは、入札参加資格名簿の「漏水調査」の希望登録がある島内事業者が少なく、また業務履行においての判断が落札率に現れているものと思われる。
	【抽出事案⑦】深井戸水中ポンプ・給水ポンプ購入 【抽出事案説明書】	
	・ 落札率が著しく低いのは、予定価格の設定に問題があったのではないか。また、業務内容はかなり単純なものと思われるのに、応札者数が少ない理由として、どのようなものが考えられるか。 ・ 他の案件も含め、今回は不着が多いようにも思われるが、何か特別な事情があるのか。	・ 予定価格については、複数業者からの見積り等で積算しており適正な価格であると考え。本案件については指名競争入札であり、入札参加者名簿の「ポンプ」の登録のある島内業者全 10 者を選定しており、入札意欲のある 4 者が応札したものと思われる。 ・ 入札を希望しない場合には、辞退届を提出して辞退することができるが、提出がない場合に不着となる。今年度より随意契約を除く全ての入札において電子入札を導入しており、不着によるペナルティーもなく、特に顔を合わせる必要もなくなったために不着が増えたと考えられる。

委員からの意見・質問 それらに対する回答等	【抽出事案⑧】 土地改良事業関連水道移設補償工事 (鮎屋川地区中央幹線水路その5) 【抽出事案説明書】	
	・ 落札率が 98.40%と高くなっているが、価格の算出が容易だった等の事情があるのか。 ・ 同工事の「その1～その4」の施工業者も本件と同じ業者であるか。仮に本件と同じ業者であった場合、それぞれの落札率はどうだったか。 ・ 本件工事の予定価格の見積もりは、外部に委託したものか。	・ 本工事は兵庫県発注の工事に伴い、既設配水管が支障となることから、県発注業者と随意契約を行った。関連する本体工事の落札率を考慮しているためと考える。 ・ 工事名の一部となっている鮎屋川地区中央幹線水路その5は、随意契約元の兵庫県発注の工事名称である。その1～その4工事についても兵庫県発注の工事であり、水道管に影響がなかったため当企業団との関連はない。 ・ 本工事の予定価格については、企業団職員が基準書を元に積算している。
委員会による意見具申 又は勧告の内容	特に無し	